

# 利用契約書

(重要事項説明書)

指定居宅サービス事業所 みどり園

私は、下表に掲げる指定居宅サービスを利用することを選択し、重要事項の説明を受けた上で、本「指定居宅サービス利用契約」を締結します。

利用者氏名： \_\_\_\_\_ 印

| サービス名       | 事業所名 | 契約日      | 印 |
|-------------|------|----------|---|
| 1. 訪問介護     | みどり園 | 平成 年 月 日 |   |
| 2. 通所介護     | みどり園 | 平成 年 月 日 |   |
| 3. 短期入所生活介護 | みどり園 | 平成 年 月 日 |   |

## 「指定居宅サービス」利用契約書

介護保険指定居宅サービス事業所 みどり園

（以下「契約者」という）と社会福祉法人太子福祉会（以下「事業者」という）は、みどり園（以下「事業所」という）において提供される指定居宅サービスおよびご契約者が選択された指定居宅サービスに対する利用料金その他について、次のとおり契約（以下「本契約」という）を締結します。

### 第1条（本契約の目的）

事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がある能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に対し、契約書別紙『指定居宅サービス重要事項説明書』（以下「重要事項説明書」という）に定める指定居宅サービスを提供します。

- 2 事業者が契約者に対して実施する指定居宅サービスの内容、利用期間、利用日、利用時間、費用等の事項は、重要事項説明書に定めるとおりとします。

### 第2条（本契約の期間）

本契約の期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定有効期間満了日までとします。ただし、本契約の期間満了日以前に、要介護認定有効期間の満了日が変更された場合は、変更後の要介護認定期間の満了日をもって本契約の期間満了日とします。

- 2 本契約の期間満了の7日前までに契約者から文書によって本契約終了の申し入れがない場合には、本契約は自動的に同じ条件で更新されたものとし、以後も同様とします。
- 3 前項によって本契約が自動更新された場合には、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日までとします。この更新後における契約期間中に契約者の要介護状態区分の変更があった場合の契約期間は、第1項ただし書と同様の取扱とします。

### 第3条（個別の指定居宅サービスに係わる介護計画の決定・変更）

事業者は、契約者に係る居宅サービス計画（以下「ケアプラン」という。）が介護支援専門員等により作成されている場合には、それに沿った契約者個別の指定居宅サービスに係る介護計画を作成するものとし、

- 2 事業者は契約者に係るケアプランが作成されていない場合でも、介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、居宅介護支援事業者を紹介する等ケアプラン作成のために必要な支援を行うものとし、
- 3 事業者は、介護計画について、契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定するものとし、
- 4 事業者は、契約者に係るケアプランが変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護計画の変更の必要があると認められた場合には、契約者及びその家族等と協議して、介護計画を変更するものとし、
- 5 事業者は、介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するもの

とします。

#### 第4条（介護保険給付対象サービスと対象外サービス）

事業者は、契約者との合意に基づき、別紙重要事項説明書に定める介護保険給付対象サービスを提供します。

- 2 事業者は、契約者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを、介護保険給付対象外サービスとして提供できるものとします。
- 3 前項の他、事業者は契約者との合意によって、介護保険給付対象外のサービスとして、日常生活上通常必要となるものに係るサービスを提供するものとします。
- 4 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が全額負担するものとします。
- 5 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第5条（運営規程の遵守）

事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。

- 2 本契約における運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

#### 第6条（サービス利用料金の支払い）

契約者は要介護度に応じて、重要事項説明書に定める指定居宅サービスを受け、重要事項説明書記載の介護保険法に定めるサービス利用料金（介護給付費）から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、契約者が未だ要介護認定を受けていない場合及びケアプランが作成されていない場合には、サービス利用料金全額をいったん支払うものとします。（要介護認定後またはケアプラン作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。＜償還払い＞）

- 2 第4条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書記載の介護保険法に定めるサービス利用料金全額を事業者に支払うものとします。
- 3 前項の他、契約者は、重要事項説明書記載の利用期間中の居住費(滞在費)及び食費、並びに日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代については重要事項説明書に記載）、事業所の通常サービス提供地域外の居宅でのサービスにおける交通費実費相当額を事業者に支払うものとします。
- 4 事業者は、指定居宅サービスの利用において、前3項に定めるサービス利用料金を1ヶ月ごとに計算し、契約者に請求します。また、契約者はこれを事業者の定める期日までに支払うものとします。
- 5 前項の場合において、1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

#### 第7条（利用の中止・変更・追加）

契約者は、サービス利用開始前において、それぞれのサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は利用開始日又は利用期日の

前々日までに事業者申し出るものとします。

- 2 契約者が、利用開始日又は利用期日の前々日までに利用の中止を申し出なかった場合は、重要事項説明書に定める所定の取消料を事業者にお支払いただきます。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室・満員又は稼働状況により、契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は利用可能日を契約者に提示して協議するものとします。
- 4 契約者は、利用期間中であっても、サービスの利用を中止することができます。
- 5 前項において、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び原状回復の義務、その他の条項に基づく義務を事業者に対して負っている場合は、契約者は利用終了日にそれらを精算するものとします。
- 6 第4項により契約者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合において、事業者は、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。
- 7 事業者は、『正当な理由※』がある場合サービスの利用を中止することができます。(※「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について」第3の3の(2)、平成11年9月17日老企第25号)

#### 第8条 (サービス内容の変更)

事業者は、サービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。

- 2 前項の場合に、事業者は第6条に基づきサービス利用料金を請求できるものとします。

#### 第9条 (利用料金の変更)

第6条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護保険上、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。

- 2 第6条第3項に定めるサービス利用料金については、経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の2ヵ月前までに説明をしたうえで、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

#### 第10条 (事業者及びサービス従事者の義務)

事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全に配慮するものとします。以下、本契約において「サービス従事者」とは介護職員、訪問介護員保健婦、看護婦、ソーシャルワーカー等、事業者が指定居宅サービスを提供する為に使用する者をいいます。

- 2 事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員、もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、契約者からの聴取・確認のうえでサービスを実施するものとします。
- 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
- 4 事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の契約者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを

得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

- 5 事業者は、契約者に対する指定居宅サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、契約者もしくは代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
- 6 事業者は、サービス提供時において、契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

#### 第11条（守秘義務等）

事業者及びサービス従事者または従業員は、指定居宅サービスを提供するうえで知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に拘らず、他の居宅介護支援事業者等と、契約者に係る連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

#### 第12条（契約者の施設利用上の注意義務等）

契約者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従って、利用するものとします。

- 2 契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について十分な配慮をするものとします。
- 3 契約者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。
- 4 契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

#### 第13条（契約者の禁止行為）

契約者は、事業所内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- 1 決められた場所以外での喫煙
- 2 サービス従事者又は他の契約者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うこと
- 3 その他、重要事項説明書において定めたもの以外の物の持ち込み

#### 第14条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第11条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の心身の状況を配慮して相当と認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

#### 第15条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
- (3) 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼等に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

#### 第16条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業者は、契約者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

#### 第17条（本契約の終了事由、本契約終了に伴う援助）

契約者は、以下の各号に基づく本契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

- (1) 契約者が死亡した場合
  - (2) 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合
  - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
  - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - (5) 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - (6) 第18条から第20条に基づき本契約が解約又は解除された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第18条（契約者からの中途解約）

契約者は、本契約の有効期間中、本契約の全部又は一部を解約することができます。この場合には、契約者は本契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 契約者は、次の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を即時に解約することができます。
  - (1) 第5条第3項、第9条第3項により本契約を解約する場合
- 3 契約者は、以下の事項に該当する場合、本契約を即時に解約することができます。
  - (1) 契約者が入院した場合
  - (2) 契約者に係るケアプランが変更された場合

#### 第19条（契約者からの本契約の解除）

契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める指定居宅サービスを実施しない場合
- 2 事業者もしくはサービス従事者が第11条に定める守秘義務に違反した場合
- 3 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4 他の契約者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### 第20条（事業者からの本契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができます。

- 1 契約者が、本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 2 契約者による、第6条第1項から第3項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- 3 契約者が、故意又は重大な過失により事業者またはサービス従事者もしくは他の契約者等の財物・信用等を傷つけ、又は、契約者が著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- 4 契約者の行動が他の契約者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

#### 第21条（本契約の一部が解約又は解除された場合における関連条項の失効）

第18条から第20条により、本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失うものとします。

#### 第22条（精算）

第17条第1項により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負っているときは、本契約終了日から一週間以内にこれを履行し、精算するものとします。

#### 第23条（本契約当事者の変更）

契約者は、本契約の有効期間中に心神喪失その他の事由により判断能力を失った場合に備えて、契約者の家族である下記の者を代理人と定め、本契約書における契約者の権利義務にかかわる事務処理などについて、これを委任することにあらかじめ同意いたします。

記

住 所  
氏 名  
連絡先  
続 柄

第 2 4 条 (苦情処理)

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情受付の窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 2 5 条 (協議事項)

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は契約者と誠意を持って協議するものとします。

第 2 6 条 (重要事項の説明)

本契約の締結において、事業者は契約者に対し、契約書別紙「みどり園指定居宅サービス重要事項説明書」による説明を行ない、契約者は指定居宅サービスの提供開始に同意したものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者(署名代行者)、事業者が記名押印の上、各 1 通を保有するものとします。

契約締結日 平成 年 月 日

【契約者】 住所  
氏名 印

契約者は署名ができないため、契約者本人の意思を確認の上、私が契約者に代わってその署名を代行します。

【署名代行者】 住所  
氏名 印  
(契約者との関係 )

【事業者】 兵庫県揖保郡太子町山田 6 6 4 - 1 6  
社会福祉法人 太子福祉会  
理事長 荒 尾 潤 印

## 「指定居宅サービス」重要事項説明書

～訪問介護、通所介護、短期入所生活介護～

みどり園（兵庫県指定 第2872200049号）

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことについて以下に説明します。

### 【共通事項】

#### 1. 事業者について

|       |                             |
|-------|-----------------------------|
| 名称    | 社会福祉法人 太子福祉会                |
| 所在地   | 〒671-1501 揖保郡太子町山田字大山664-16 |
| 電話番号  | 0792-77-5000                |
| 代表者   | 理事長 荒尾 潤                    |
| 設立年月日 | 昭和54年2月16日                  |

#### 2. 事業所について

|       |  |
|-------|--|
| 名称    | みどり園   |
| 所在地   | 〒675-0104 加古川市平岡町土山字川池423-9  |
| 交通機関  | 加古川バイパス明石西インター北へ、東洋ゴム前を左折<br>JR土山駅から北へ徒歩約30分<br>神姫バス東山停留所又は六分一山停留所下車徒歩約10分 |
| 電話番号  | 078-941-6700   |
| FAX番号 | 078-941-1763   |
| 施設長   | 日下部輝男  |

#### 3. その他実施事業

当事業所では下記の事業も実施しています。

|              |             |
|--------------|-------------|
| 居宅介護支援事業（平岡） | 平成12年 4月 開設 |
| 居宅介護支援事業（尾上） | 平成18年 8月 開設 |
| 通所介護事業（尾上）   | 平成15年 1月 開設 |
| 訪問介護事業（尾上）   | 平成19年 9月 開設 |
| 小規模多機能居宅介護施設 | 平成19年 7月 開設 |

#### 4. サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。

|        |     |                                   |
|--------|-----|-----------------------------------|
| 協力医療機関 | 名 称 | 特定医療法人社団仙齡会<br>はりまクリニック／はりま病院     |
|        | 所在地 | 加古川市尾上町池田 621-1<br>／加古川市尾上町長田 525 |
|        | 診療科 | 内科、胃腸科、外科、整形外科、<br>リウマチ科、精神科      |

## 5. サービスの利用に関する留意事項

①ご利用にあたり、危険物その他これに類するもの及び下記についての持ち込みはできません。

- ・現金(喫茶コーナー・自動販売機の利用等、必要とされる以上の金銭)
- ・おやつ等、飲食物(アルコールを含む)

②施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

## 6. 償還払いについて

ご契約者が未だ要介護認定を受けていない場合には、介護保険が適用されません。この場合「サービス利用料金」の全額をいったんお支払いいただくことになります。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。これを償還払いといいます。

居宅サービス計画(ケアプラン)が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険の法定給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額も変更になります。

ご契約者に介護保険料の未納がある場合には、自己負担額が通常と異なる場合があります。介護保険給付の支給限度額(要介護認定により異なります)を超えてサービスを利用される場合、超過分については「サービス利用料金」の全額が自己負担となります。

## 7. サービス利用料金のお支払い方法

|                |   |
|----------------|---|
| 請求方法           | 1か月単位で計算します。<br>利用月の翌月15日以降、順次ご請求致します。                                      |
| 支払方法           | ①金融機関からの振込み(郵便局は除く)<br>②指定口座からの自動引落し(※)<br>③事業所事務所への直接支払 のいずれかをご利用下さい。      |
| 口座自動引落しについて(※) | 別途申込が必要となります。<br>申込後、口座自動引落しが開始されるまでに3ヶ月要する場合があります。<br>請求書記載の期限日までにお支払い下さい。 |

## 8. 利用の中止、変更、追加（契約書第7条補足）

以下の場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

|                       |          |
|-----------------------|----------|
| 利用予定日の前々日までに申し出があった場合 | 無料       |
| 利用予定日の前日に申し出があった場合    | 利用料金の50% |
| 利用予定日の当日に申し出があった場合    | 利用料金の全額  |

介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

## 9. その他重要事項

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ①契約の期間               | － 契約書本文 第2条       |
| ②ご契約者からの解約・契約解除      | － 契約書本文 第18条 第19条 |
| ③事業者からの本契約解除         | － 契約書本文 第20条      |
| ④本契約の一部が解約または解除された場合 | － 契約書本文 第21条      |
| ⑤本契約の終了に伴う援助         | － 契約書本文 第17条第2項   |
| ⑥施設・設備の使用上の注意        | － 契約書本文 第12条 第13条 |
| ⑦損害賠償について            | － 契約書本文 第14条 第15条 |

## 10. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、居宅介護支援事業者の作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」の内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画に定めます。

### (1) ご契約時に「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されている場合

- ①当事業所の職員が介護計画の原案作成やそのために必要な調査等を致します。
- ②その担当者は介護計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。
- ③介護計画は、居宅サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請があった場合、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、介護計画を変更します。
- ④介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

### (2) ご契約時に「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

#### 【要介護認定を受けている場合】

- i 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- ii 介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- iii 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還

払い)

iv 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

v 作成された居宅サービス計画に沿って、介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

vi 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

#### 【要介護認定を受けていない場合】

i 要介護認定の申請に必要な支援を行います。

ii 介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

iii 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

iv-1 要支援、要介護と認定された場合

① 居宅サービス計画（ケアプラン）を作成していただきます。必要に応じて居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。

② 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

③ 作成された居宅サービス計画に沿って、介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。

④ 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

iv-2 自立と認定された場合

本契約は終了します。既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担です。

### 11. 苦情の受付について（契約書第24条参照）

#### ① 当施設における苦情の受付（平成21年4月1日現在）

|         | 事業名            | 職名         | 担当者    |
|---------|----------------|------------|--------|
| 苦情解決責任者 | みどり園           | 施設長        | 日下部 輝男 |
| 苦情受付担当者 | 訪問介護<br>移送サービス | 副主任補佐      | 本岡 一二三 |
|         | 通所介護           | 主任         | 今津 勝行  |
|         | 短期入所生活介護       | 主任         | 塩原 誠士  |
| 受付時間    | 月曜日～金曜日        | 9：00～18：00 |        |

#### ② 行政機関その他苦情受付機関

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 名称    | 兵庫県国民健康保険団体連合会        |
| 所在地   | 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 |
| 電話番号  | 078-332-5617          |
| FAX番号 | 078-332-5650          |
| 受付    | 9:00~17:15/月~金        |

|      |                   |
|------|-------------------|
| 名称   | 加古川市役所 介護保険課      |
| 所在地  | 加古川市加古川町北在家       |
| 電話番号 | 0794-24-1151 (代表) |

## 1. 訪問介護事業所の概要

|              |   |
|--------------|---|
| 施設の名称        | みどり園  |
| 施設の種類        | 訪問介護  |
| 介護保険事業所指定    | 兵庫県 2872200049 号 平成12年4月1日指定                  |
| 開設（サービス開始）年月 | 平成4年12月                                       |
| 事業の通常実施地域    | 加古川市・稲美町・播磨町・明石市西部・高砂市<br>※明石市西部：二見町・魚住町・大久保町 |
| 営業日          | 月・火・水・木・金・土・日                                 |
| 電話受付時間       | 8：45～17：45                                    |

### ○職員体制

|           | みどり園 |     |
|-----------|------|-----|
|           | 常 勤  | 非常勤 |
| 事業所長（管理者） | 1名   |     |
| サービス提供責任者 | 3名   |     |
| 訪問介護員     |      | 18名 |

### ○サービス内容

#### 身体介護

|                   |   |
|-------------------|---|
| サービス準備・記録等        | 1 健康チェック 2 環境整備 3 相談援助、情報収集・提供<br>4 サービス提供後の記録等               |
| 排泄・食事介助           | 1 排泄介助 2 食事介助 3 特段の専門的配慮をもって行う調理                              |
| 清拭・入浴、身体整容        | 1 清拭（全身清拭） 2 部分浴 3 全身浴 4 洗面等<br>5 身体整容（日常的な行為としての身体整容） 6 更衣介助 |
| 体位変換、移動・移乗介助、外出介助 | 1 体位変換 2 移乗・移動介助 3 通院・外出介助                                    |
| 起床及び就寝介助          | 1 起床・就寝介助   |
| 服薬介助              |   |
| 自立生活支援のための見守りの援助  | 自立支援、ADL向上の観点から安全を確保しつつ常時介助できる状態で行う見守り等                       |

#### 生活援助

|         |  |
|---------|--|
| サービス準備等 | 1 健康チェック 2 環境整備 3 相談援助、情報収集・提供<br>4 サービスの提供後の記録等 |
|---------|--|

|            |                                |
|------------|--------------------------------|
| 掃除         | ※ ご契約者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。 |
| 洗濯         | ※ ご家族分の洗濯は行いません。               |
| ベッドメイク     | 1 衣類の整理・被服の補修                  |
| 一般的な調理、配下膳 | ※ ご家族分の調理は行いません。               |
| 買い物・薬の受け取り | ※ 預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。       |

通院等乗降介助

|  |
|--|
| 従業者自らの運転する車両への乗車又は降車の介助<br>乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助<br>通院先での受診等の手続き、移動等の介助 |
|--|

☆ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。

## ○サービス利用料金表(単位：円)

(身体介護)

|                               | 契約者負担額 | 介護保険給付額 | 利用料合計 |
|-------------------------------|--------|---------|-------|
| 30分未満                         | 254    | 2,286   | 2,540 |
| 30分以上1時間未満                    | 402    | 3,618   | 4,020 |
| 1時間以上1時間半未満                   | 584    | 5,256   | 5,840 |
| 1時間半以上(30分増毎)                 | 83     | 747     | 830   |
| 身体介護に引き続き生活援助<br>(30分未満)      | 83     | 747     | 830   |
| 身体介護に引き続き生活援助<br>(30分以上1時間未満) | 166    | 1,494   | 1,660 |
| 身体介護に引き続き生活援助<br>(1時間以上)      | 249    | 2,241   | 2,490 |

※身体介護に引き続き生活援助を受けられる方は、身体介護の金額に、生活援助時間数に応じた金額が加算されます。

(生活援助)

|            | 契約者負担額 | 介護保険給付額 | 利用料合計 |
|------------|--------|---------|-------|
| 30分以上1時間未満 | 229    | 2,061   | 2,290 |
| 1時間以上      | 291    | 2,619   | 2,910 |

## その他加算（共通）

|                 | 契約者負担額 | 介護保険給付額 | 利用料合計 |
|-----------------|--------|---------|-------|
| 初回加算（1ヶ月）※1     | 200    | 1,800   | 2,000 |
| 緊急時訪問介護加算（1回）※2 | 100    | 900     | 1,000 |
| 特定事業所加算（Ⅲ）※3    | 10%加算  | 10%加算   | 10%加算 |

- ※1 新規に訪問介護計画を作成した利用者初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合に同行訪問した場合上記金額を加算
- ※2 ご契約者や家族からの要請を受け、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護(身体介護)を行った場合に加算
- ※3 ①すべての訪問介護員等に対し個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施予定  
 ②ご契約者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的開催  
 ③サービス提供責任者が訪問介護員等にご契約者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後、適宜報告を受ける  
 ④すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施  
 ⑤緊急時等における対処方法がご契約者に明示  
 ⑥前年度又は前3月の利用者のうち、要介護度4～5、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者総数が20%以上

## (通院等のための乗車または降車の介助)

|               |     |     |       |
|---------------|-----|-----|-------|
| 乗車前降車後介助1回につき | 100 | 900 | 1,000 |
|---------------|-----|-----|-------|

※ 要支援の方は利用できません。

☆平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

|     |                |     |
|-----|----------------|-----|
| 早 朝 | 午前 6時から午前 8時まで | 25% |
| 夜 間 | 午後 6時から午後10時まで | 25% |
| 深 夜 | 午後10時から午前 6時まで | 50% |

☆訪問介護養成研修3級過程（ヘルパー3級）修了者による身体介護サービスについては、上記利用料金表の70%の料金となります。

☆2人の訪問介護職員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

例) 体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

暴力行為などが見られる方のサービスを行う場合  
その他契約者の状況等から、適当と認められる場合

#### ○交通費

通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、サービスの提供に際し、要した交通費の実費をいただくことがありますのでご了承ください。経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相応の額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

#### ○訪問介護員について

- ①訪問介護員は、所定の研修を受けた上で訪問介護サービスに従事し、介護・家事援助および相談援助等を行なう専門職員です。
- ②サービス提供時に、担当の訪問介護職員を決定します。ただし、実際のサービスの提供にあたっては、複数の訪問介護員が交替してサービスを提供します。

#### ○訪問介護員の交替について

ご契約者が担当訪問介護員の交替を希望する場合、業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問介護員の交替を申し出ることが出来ます。また、事業者は、訪問介護員の交替により、契約者及びその家族に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

#### ○サービス実施時の留意事項

- ①ご契約者は、訪問介護サービスの利用にあたり、契約書及び重要事項説明書に定めるサービス以外の業務を依頼することは出来ません。
- ②ご契約者は、訪問介護サービスの実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問介護員が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。

#### ○訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、訪問介護サービスの提供にあたって、以下の行為は行ないません。

- ①医療行為
- ②ご契約者もしくはそのご家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ご契約者のご家族等に対する訪問介護サービスの提供
- ④飲酒およびご契約者もしくはそのご家族等の同意なしに行なう喫煙
- ⑤ご契約者もしくはそのご家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥その他ご契約者もしくはそのご家族等に行なう迷惑行為

#### ○サービス内容の変更

本契約書 第7条により、サービス内容の変更ができるものとします。ただし、下記の期限を越えて、利用の中止の申し出をされた場合、**取消料500円**をお支払いいただきます。但し利用者の体調

不良等やむをえない場合、料金はいただきません。

- ①利用開始時刻が 9:00 以前の場合 変更可能期限ー前日 18:00 まで
- ②利用開始時刻が 9:00 以降の場合 変更可能期限ー当日 8:30 まで
- ③利用開始時刻が 14:00 以降の場合 変更可能期限ー当日 12:00 まで

## 2. 通所介護事業所の概要

|              |   |
|--------------|---|
| 施設の名称        | みどり園                                      |
| 施設の種類        | 通所介護（大規模型事業所Ⅰ）                            |
| 介護保険事業所指定    | 兵庫県 2872200049 号 平成12年4月1日指定              |
| 開設（サービス開始）年月 | 平成3年10月                                   |
| 事業の通常実施地域    | 加古川市・稲美町・播磨町・明石市西部<br>※明石市西部：二見町・魚住町・大久保町 |
| 営業日          | 年中無休（1月1日、1月2日を除く）                        |
| 電話受付時間       | 8：30～17：30                                |
| サービス提供時間帯    | 10：00～16：30                               |
| 利用定員         | 一般型60名                                    |

### ○職員体制

|                     | みどり園 | 職務内容                                       |
|---------------------|------|--|
| 管理者                 | 1名   |  |
| 生活相談員<br>(介護職員兼務)   | 3名   | ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。              |
| 介護職員                | 18名  | ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。       |
| 看護職員                | 5名   | 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。 |
| 機能訓練指導員<br>(看護職員兼務) | 5名   | ご契約者の機能訓練を担当します。                           |
| 管理栄養士<br>(併設施設兼務)   | 1名   | ご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。              |

### ○サービスの概要

|      |   |
|------|---|
| 食事   | 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。 |
| 食事時間 | 昼食：12：00～12：45  |
| 入浴   | 入浴又は清拭を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。                   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 排泄              | ご契約者の排泄の介助を行います。  |
| 機能訓練<br>(個別)    | 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。                          |
| 健康管理            | 医師や看護職員が、健康管理を行います。   |
| 栄養<br>ケアマネージメント | 低栄養状態又はそのおそれのある利用者の方に対し、管理栄養士が 看護職員、介護職員と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等を行います。 |
| 口腔機能            | 口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者の方に対し、看護職員等が口腔機能改善のための計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等を行います。        |

## ○サービス利用料金(単位：円)

※大規模型通所事業所（Ⅰ） 平均利用延べ人員751人以上900人以内/月

(利用時間2時間以上3時間未満)

| ご契約者の要介護度 | 自己負担額 | 介護保険給付額 | サービス利用料金(合計) |
|-----------|-------|---------|--------------|
| 要介護1      | 263   | 2,362   | 2,625        |
| 要介護2      | 301   | 2,709   | 3,010        |
| 要介護3      | 340   | 3,055   | 3,395        |
| 要介護4      | 378   | 3,402   | 3,780        |
| 要介護5      | 417   | 3,748   | 4,165        |

(利用時間3時間以上4時間未満)

| ご契約者の要介護度 | 自己負担額 | 介護保険給付額 | サービス利用料金(合計) |
|-----------|-------|---------|--------------|
| 要介護1      | 375   | 3,375   | 3,750        |
| 要介護2      | 430   | 3,870   | 4,300        |
| 要介護3      | 485   | 4,365   | 4,850        |
| 要介護4      | 540   | 4,860   | 5,400        |
| 要介護5      | 595   | 5,355   | 5,950        |

(利用時間 4 時間以上 6 時間未満)

| ご契約者の要介護度 | 自己負担額 | 介護保険給付額 | サービス利用料金(合計) |
|-----------|-------|---------|--------------|
| 要介護 1     | 499   | 4,491   | 4,990        |
| 要介護 2     | 578   | 5,202   | 5,780        |
| 要介護 3     | 657   | 5,913   | 6,570        |
| 要介護 4     | 735   | 6,615   | 7,350        |
| 要介護 5     | 814   | 7,326   | 8,140        |

※(利用時間 6 時間以上 8 時間未満)

| ご契約者の要介護度 | 自己負担額 | 介護保険給付額 | サービス利用料金(合計) |
|-----------|-------|---------|--------------|
| 要介護 1     | 665   | 5,985   | 6,650        |
| 要介護 2     | 776   | 6,984   | 7,760        |
| 要介護 3     | 886   | 7,974   | 8,860        |
| 要介護 4     | 996   | 8,964   | 9,960        |
| 要介護 5     | 1,106 | 9,954   | 11,060       |

(利用時間 8 時間以上) ※前記『利用時間 6 時間以上 8 時間未満』に下記料金を加算

| 時間延長サービス          | 自己負担額 | 介護保険給付額 | サービス利用料金(合計) |
|-------------------|-------|---------|--------------|
| 8 時間以上<br>9 時間未満  | 50    | 450     | 500          |
| 9 時間以上<br>10 時間以上 | 100   | 900     | 1,000        |

その他加算(共通)

|                       | 自己負担額 | 介護保険給付額 | サービス利用料金(合計) |
|-----------------------|-------|---------|--------------|
| 個別機能訓練体制加算 (I) (1 日)  | 27    | 243     | 270          |
| 入浴加算 (1 回)            | 50    | 450     | 500          |
| 栄養ケアマネジメント加算<br>(1 回) | 150   | 1,350   | 1,500        |
| 口腔機能向上加算 (1 回)        | 150   | 1,350   | 1,500        |

|   |   |    |    |
|---|---|----|----|
| サービス提供体制強化加算（Ⅱ）<br>※3年以上の勤続年数のある職員が<br>30%以上の配置 | 6 | 54 | 60 |
|---|---|----|----|

## ○介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

|                 |  |
|-----------------|--|
| 食費              | ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用<br>昼食：600円 夕食：650円  |
| レクリエーション・クラブ活動  | ご契約者のご希望により、レクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。<br>利用料金：材料代等の実費をいただきます。<br>（注）ご契約者全員が参加する定例行事や機能訓練の一環として行われるものは除きます。 |
| おむつ代            | 介護保険給付対象外の為、別途実費をいただきます。   |
| 通常の事業実施区域外への送迎  | 通常の事業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の事業実施地域を超えた部分について、実費相当額をいただく事がありますのでご了承ください。                          |
| 日常生活上必要となる諸費用実費 | 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。   |

### 3. 短期入所生活介護事業所の概要

※特別養護老人ホームみどり園に併設されています。

|               |   |
|---------------|---|
| 施設の名 称        | みどり園  |
| 施設の種 類        | 短期入所生活介護事業所                                   |
| 介護保険事業所指定     | 兵庫県指定 2872200049 号 平成 1 2 年 4 月 1 日指定         |
| 開設（サービ ス開始）年月 | 平成 3 年 1 0 月                                  |
| 通常の事 業の実施地域   | 加古川市・稲美町・播磨町・明石市西部・高砂市<br>※明石市西部：二見町・魚住町・大久保町 |
| 営業日           | 年中無休  |
| 電話受付時間        | 9：00～18：00                                    |
| 利用定員          | 20名   |

#### ○居室等の概要

| 種 類   | 室 数 | 備 考             |
|-------|-----|-----------------|
| 4人部屋  | 5   |                 |
| 食堂    | 1   |                 |
| 浴室    | 2   | 一般浴室、特別浴室（特殊浴槽） |
| 機能訓練室 | 2   |                 |
| 医務室   | 1   |                 |

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項：トイレは、各居室内に1ヶ所、各階に1ヶ所（共用）設置されており、それぞれ手すり・洗面台が設置されています。

## ○職員体制

|                   | 専任         | 兼務 | 職務内容  |
|-------------------|------------|----|---|
| 管理者               |            | 1名 |   |
| 生活相談員             |            | 1名 | ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。                 |
| 介護職員<br>内介護福祉士所持者 | 常勤8名<br>5名 |    | ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。          |
| 看護師               | 1名         |    | 主にご契約者の健康管理や療養上の世話をいたしますが、日常生活上の介護、介助等もいたします。 |
| 機能訓練指導員           | 1名         |    | ご契約者の機能訓練を担当します。                              |
| 医師                | 嘱託医        |    | ご契約者に対して健康管理および療養上の指導を行います。                   |
| 管理栄養士             |            | 1名 | ご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。                 |

## ○サービスの概要

|           |  |
|-----------|--|
| 食事        | 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。また、ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。 |
| 食事時間      | 朝食： 8：00～ 9：00 昼食：12：00～13：00<br>夕食：18：00～19：00  |
| 入浴        | 入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。随時シャワー浴や個別入浴を行うことも可能です。                                      |
| 排泄        | ご契約者の排せつの介助を行います。  |
| 機能訓練      | 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。                                   |
| 健康管理      | 医師や看護職員が、健康管理を行います。  |
| その他自立への支援 | 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。清潔で快適な生活が送れる様、適切な整容が行われるよう援助します。                  |
| 送迎        | ご希望に応じて、車椅子専用車両にてご自宅から園又は園からご自宅まで送迎いたします。  |
| 夜間看護体制    | 看護職員と24時間連絡できる体制を整備し、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保しています。   |

## ○サービス利用料金（1日あたり）（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。

| ご契約者の要介護度 | 自己負担額 | 介護保険給付額 | サービス利用料金 |
|-----------|-------|---------|----------|
| 要介護1      | 703   | 6,327   | 7,030    |
| 要介護2      | 774   | 6,966   | 7,740    |
| 要介護3      | 844   | 7,596   | 8,440    |
| 要介護4      | 915   | 8,235   | 9,150    |
| 要介護5      | 985   | 8,865   | 9,850    |

## その他加算(共通)

|                                  | 自己負担額 | 介護保険給付額 | サービス利用料金(合計) |
|----------------------------------|-------|---------|--------------|
| 機能訓練加算（1日）                       | 12    | 108     | 120          |
| 看護体制加算（Ⅰ）（1日）<br>※常勤看護師1名配置      | 4     | 36      | 40           |
| 看護体制加算（Ⅱ）（1日）                    | 8     | 72      | 80           |
| サービス提供体制強化加算（Ⅰ）<br>※介護福祉士50%以上配置 | 12    | 108     | 120          |
| 送迎加算（片道）                         | 184   | 1,656   | 1,840        |

## ○介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

|                   |  |
|-------------------|--|
| 居住費（滞在費）          | ご契約者に提供する居室の光熱水費に相当する費用<br>一日あたり 320円（多床室）※1   |
| 食費                | ご契約者に提供する食事の材料及び調理にかかる費用<br>一日あたり 1,500円 ※1、※2   |
| レクリエーション<br>クラブ活動 | ご契約者のご希望により、レクリエーション・クラブ活動に参加していただくことができます。<br>利用料金：材料代等の実費をいただきます。<br>（注）ご契約者全員が参加する定例行事や機能訓練の一環として行われるものは除きます。 |
| 理髪・美容             | 理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。<br>料 金：1,500円（カットのみ）<br>2,000円（カット、顔剃り）<br>実施日：毎週木・金（最終木曜日はなし）                        |

|                     |   |
|---------------------|---|
| 通常の実業実施<br>区域外への送迎  | 通常の実業実施地域外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、通常の実業実施地域を超えた部分について、実費相当額をいただく事がありますのでご了承ください。 |
| 日常生活上必要<br>となる諸費用実費 | 日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。                        |

- ※1 居住費(滞在費)・食費については、市町への申請により課税状況に応じた負担軽減措置が有ります。
- ※2 負担限度額が1段階から3段階までの方は1日当たりの食事利用料金の上限は、1,380円となります。



## 個人情報使用同意書

私(利用者)及びその家族等の個人情報については『利用契約書』第11条に基づき、下記の場合においてその必要とする範囲内で使用することに同意します。

## 記

- 1 介護サービスの提供を受けるに当って、介護支援専門員と介護サービス事業者との間に開催されるサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合
- 2 上記(1)の外、介護支援専門員又は介護サービス事業者との連絡調整のために必要な場合
- 3 現に介護サービスの提供を受けている場合で、利用者が体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったときで、医師、看護師等に説明する場合
- 4 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等
- 5 事業所内の広報物又は家族会での説明等の場合

平成 年 月 日

みどり園 御中

|     |    |   |
|-----|----|---|
| 利用者 | 住所 |   |
|     | 氏名 | 印 |

|       |    |   |
|-------|----|---|
| 利用者家族 | 住所 |   |
|       | 氏名 | 印 |

利用者は、署名が出来ない為、利用者の意思を確認の上、署名を代行します。

|       |    |   |
|-------|----|---|
| 利用代理人 | 住所 |   |
|       | 氏名 | 印 |